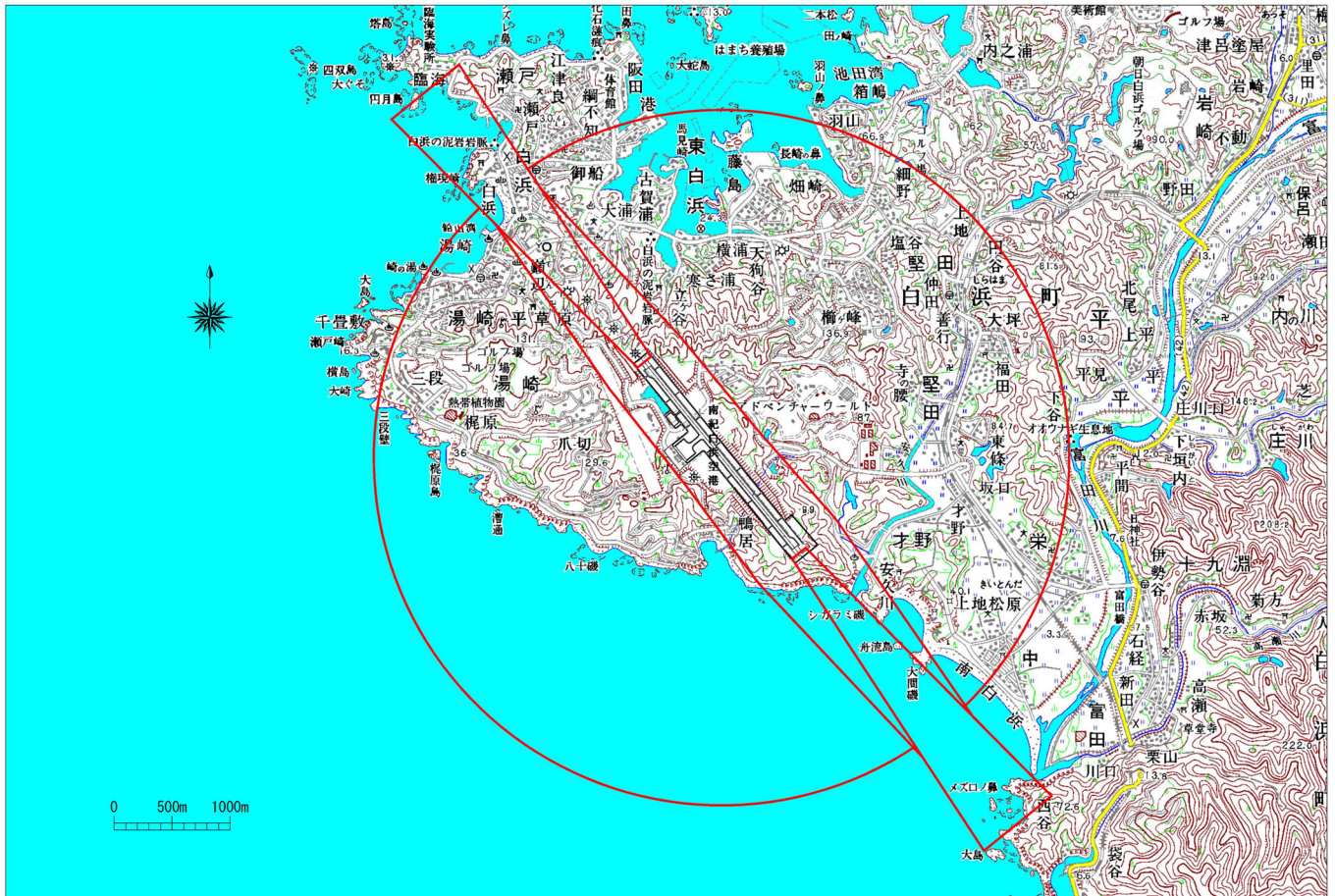


空港周辺で物件等を設置される皆様へ



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 19 総複、第 466 号）

空港周辺では、航空機の安全な航行を確保するため、航空法第 49 条に基づき、一定の範囲内で物件等の高さに制限が設けられています。

この範囲内で物件の設置を計画される場合は、弊社ホームページの「高さ制限回答システム」にて、対象区域および制限高をご確認いただけます。

また、事前に下記のお問い合わせ窓口までご連絡いただければ、弊社にて制限への抵触の有無を確認し、ご回答いたします。その際は、恐れ入りますが以下の情報をご用意ください。

※確認に必要な情報【物件の種類／位置(緯度・経度)／高さ／設置地点の海拔高】

なお、物件には、各種アンテナ／看板のほか、クレーン／足場やアドバルーン／凧、ドローン、植栽なども該当いたしますのでご注意ください。

また、電波で航空機を援助する「航空保安無線施設」との混信／干渉が想定される場合は、調査や計画変更のご協力をお願いすることがございます。

航空の安全を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆お問い合わせ先◆

株式会社 南紀白浜エアポート

空港ターミナルビル2階

TEL 0739-42-3247

e-mail shisetsu@nsap.co.jp

南紀白浜空港周辺における物件等設置の制限

1. 制限表面

航空機が飛行場に安全に離着陸できるためには、飛行場周辺の一定の空間を無障害の状態にしておく必要があります。この空間の底面を制限表面といい、制限表面上に出る物件の設置は原則禁止されています。(航空法 第49条)

制限表面は、飛行場の種類等によって内容／範囲が異なりますが、南紀白浜空港の制限表面は、進入表面／転移表面／水平表面から構成され、その概要は以下のとおりです。

(1) 進入表面

航空機の離陸直後及び最終進入時の直線飛行の安全を確保するために必要な表面です。

進入表面は、その投影面が着陸帯の短辺から延長方向に長さ 3,000m、その末端の幅が 750m の長さによって囲まれる平面で、40 分の 1 勾配 (2.5%勾配) を有しています。

(2) 転移表面

航空機が着陸のための進入を誤ったときの脱出の安全を確保するために必要な表面です。

転移表面は、着陸帯の長辺及び進入表面の斜辺に接し、着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 勾配 (14.2%勾配) を有する平面で、その末端は水平表面との接線です。

(3) 水平表面

通常、航空機が着陸の際には、衝突を避けるために一定の場周経路をまわって進入しますが、その安全を確保するために必要な表面です。

水平表面は、飛行場の標点(北緯 33 度 39 分 44 秒 東経 135 度 21 分 52 秒 WGS-84)の垂直上方 45m の点を中心にした半径 3,000m の円周に囲まれた平面です。

※制限表面の下限

①進入表面、転移表面の下限は、滑走路中心線及びその延長線に直角な水平線をすべて含む面であって、その投影面が着陸帯と一致するものの短辺および長辺です。(着陸帯には縦横断勾配が付いています。下限は着陸帯末端高ではなく、滑走路中心線高が基準となります。)

②進入表面、転移表面、水平表面の投影面が一致する部分は、これらのうち最も低い表面が下限です。

南紀白浜空港周辺における物件等設置の制限

2. 航空保安無線施設

空港には、電波により航空機の航行を援助するための施設が設置されています。航空法施行規則第97条にその種類が分類されていますが、南紀白浜空港には、VOR/DME、ILS（LOC/T-DME）が設置されています。

これらの近傍に大型建造物や無線施設が設置されると、電波障害による性能低下を引き起こす可能性があります。

航空法には、電波障害の観点からの規制はありませんが、性能低下は航空機の航行の安全性確保に重大な影響を及ぼしますので、物件の設計段階において協力をお願いすることがあります。

（1）VOR/DME

(VHF Omnidirectional Radio Range/Distance Measuring Equipment)

VORは、超短波全方向式無線標識のことで、航空機に方位情報（磁北に対する方位）を提供する施設です。

DMEは、距離測定装置のことで、航空機から装置までの距離情報を提供する施設です。

これらは、空港西側の場外に一緒に設置／運用されています。

（2）ILS（LOC/T-DME）

(Instrument Landing System)

(Localizer/Terminal-Distance Measuring Equipment)

ILSは、計器着陸用施設のことで、最終進入中の航空機に対し、正確な進入経路を提供する施設から成ります。

南紀白浜空港では、滑走路南側末端付近に設置され、LOCが進入方向（左右のずれ）を、T-DMEが、距離情報を提供しています。

南紀白浜空港周辺における物件等設置の制限

3. 照会／手続き

(1) 制限表面上に出る物件について

物件等が制限表面上に出ることは原則禁止されていますが、水平表面に係るもので下記の物件については、空港設置管理者（和歌山県知事）の承認により設置できる場合があります。（航空法第49条、同法施行規則第92条の5）

1) 仮設物

2) 建築基準法第33条の規定により設けなければならない避雷設備

3) 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件

詳細につきましては、(株)南紀白浜エアポートまでご照会ください。

(2) 制限表面に近接する物件について

制限表面の上には出ないが、著しく近接する物件については、航空法第51条で、航空障害灯の設置が規定されています。

「著しく近接する」とは、制限表面と制限表面から6m下方にある平面との間に存在することとされています。

なお、転移表面においては、6m下方にある平面と、着陸帯の長辺を含み水平面に対し着陸帯の外側上方へ10分の1勾配(10%勾配)を有する平面のうち、いずれか高い平面と制限表面の間に存在することとされています。

(3) 航空障害灯及び昼間障害標識について

1) 航空障害灯及び昼間障害標識の規定

制限表面近接物件のほか、高さ60m以上の物件等に航空法第51条、第51条の2で、航空障害灯／昼間障害標識の設置が規定されています。

なお、一定の条件を満たし国土交通大臣の許可を得た物件はこれらの設置を免除されます。（同法施行規則第127条、127条の2、128条、132条の2、132条の3、132条の4、238条）

2) 設置等に関する連絡・相談窓口

国土交通省大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課

TEL 06-6949-6527

FAX 06-6949-3590

URL/HP <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/sign> までお願いします。

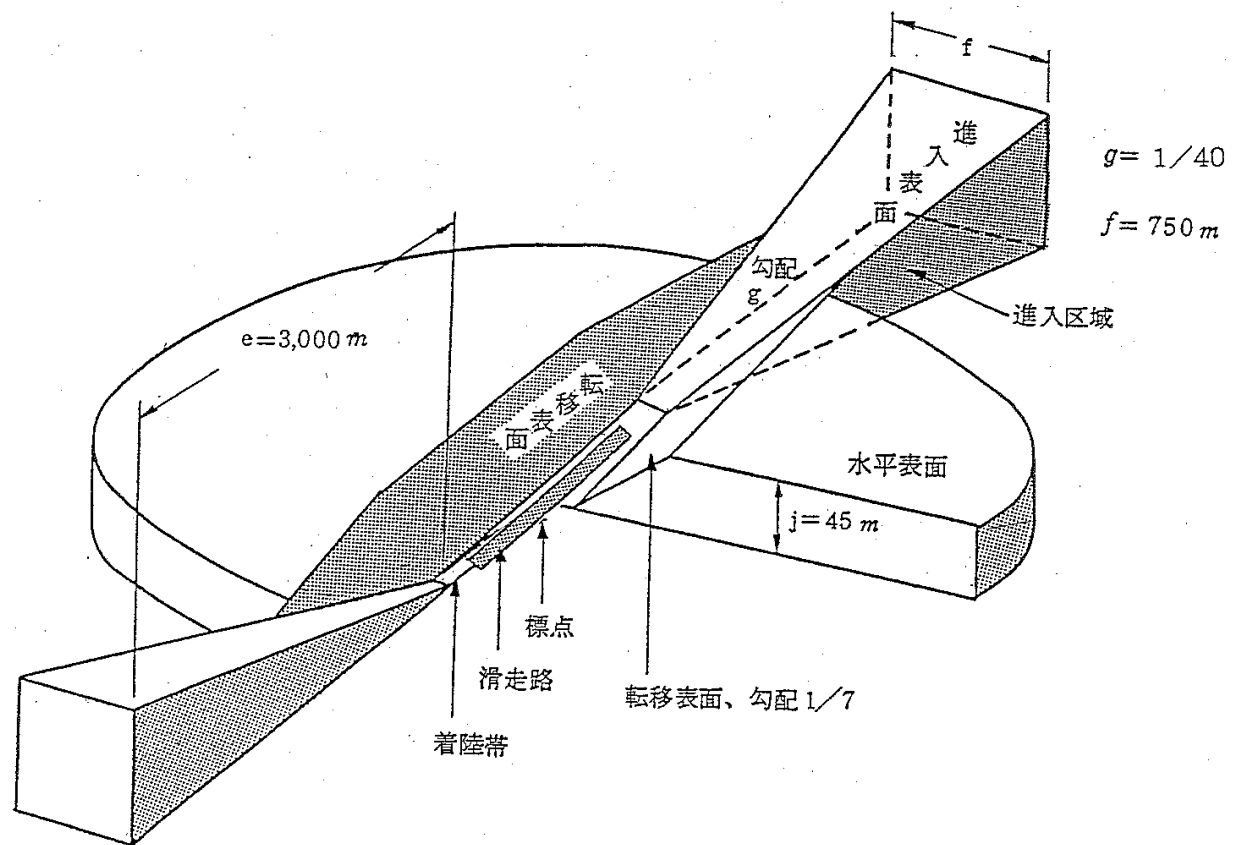
(4) 航空保安無線施設への影響について

相談窓口は下記のとおりです。

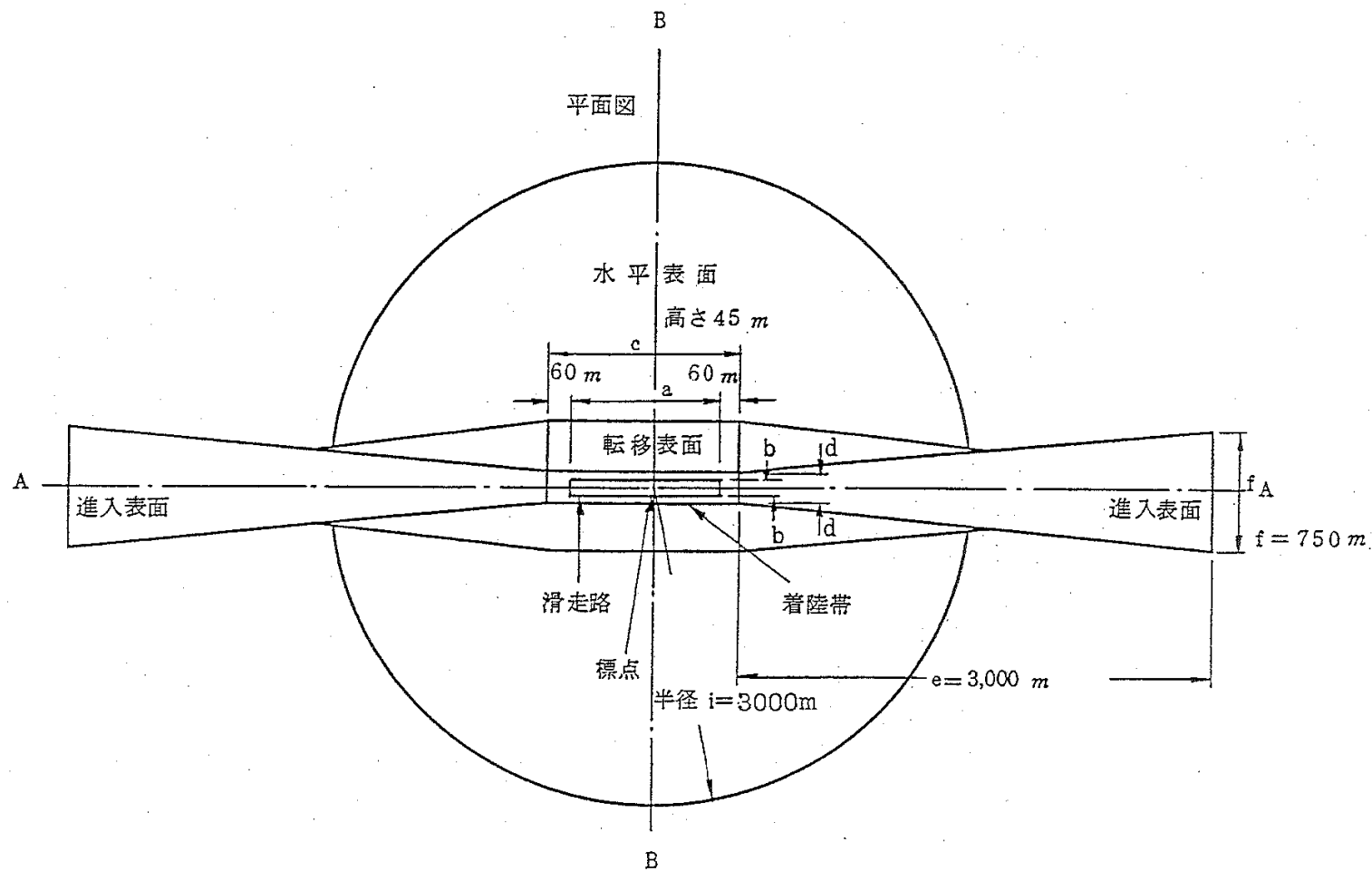
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 システム運用管理センター
航空管制技術官 (TEL 06-6843-1297)

南紀白浜空港の規格と制限表面

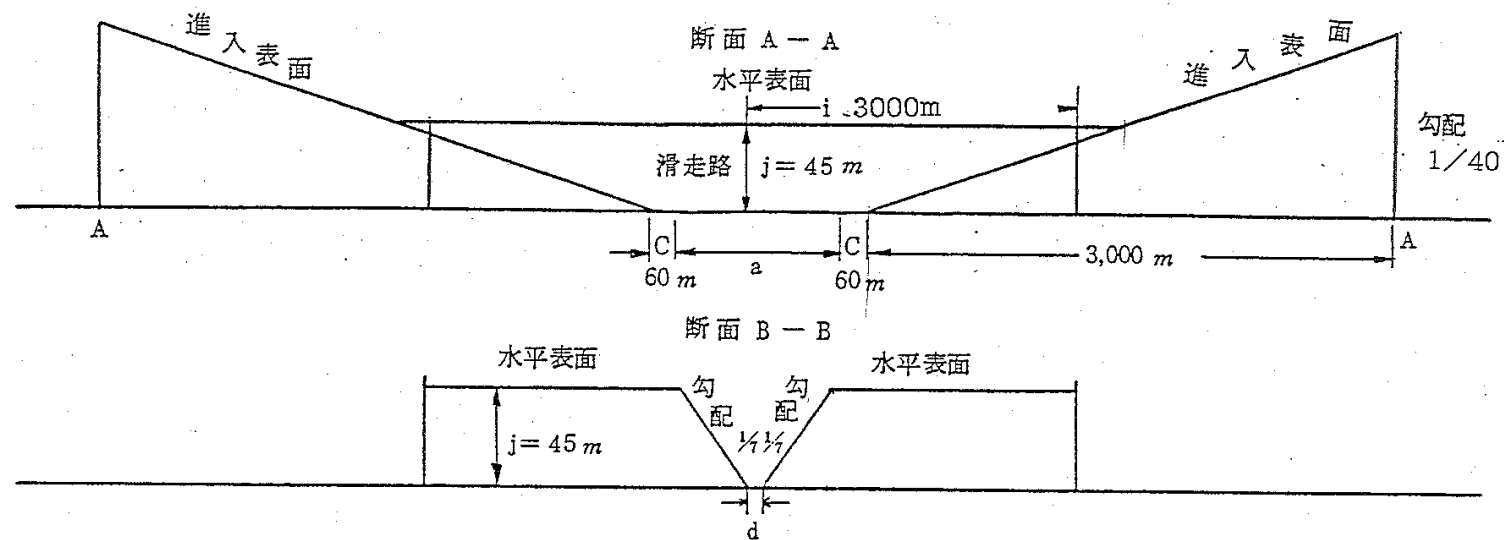
飛行場の種類			陸上飛行場
飛行場の規格	着陸帯の等級		C級
	滑走路	a 長さ	2, 000 m
		b 幅	45 m
	着陸帯	c 長さ	2, 120 m
		d 幅（非計器用）	150 m
	誘導路	幅	30 m、9 m
安全表面	進入区域	e 長さ	3, 000 m
		d 内側底辺の長さ	150 m
		f 外側底辺の長さ（非計器用）	750 m
	進入表面の勾配	g 非計器用	40分の1
	転移表面	h 勾配	7分の1
	水平表面	i 半径の長さ	3, 000 m
		j 標点からの高さ	45 m（標点の高さ=T.P+89.4m）



制限表面説明図



制限表面説明図 (2)



制限表面説明図 (3)

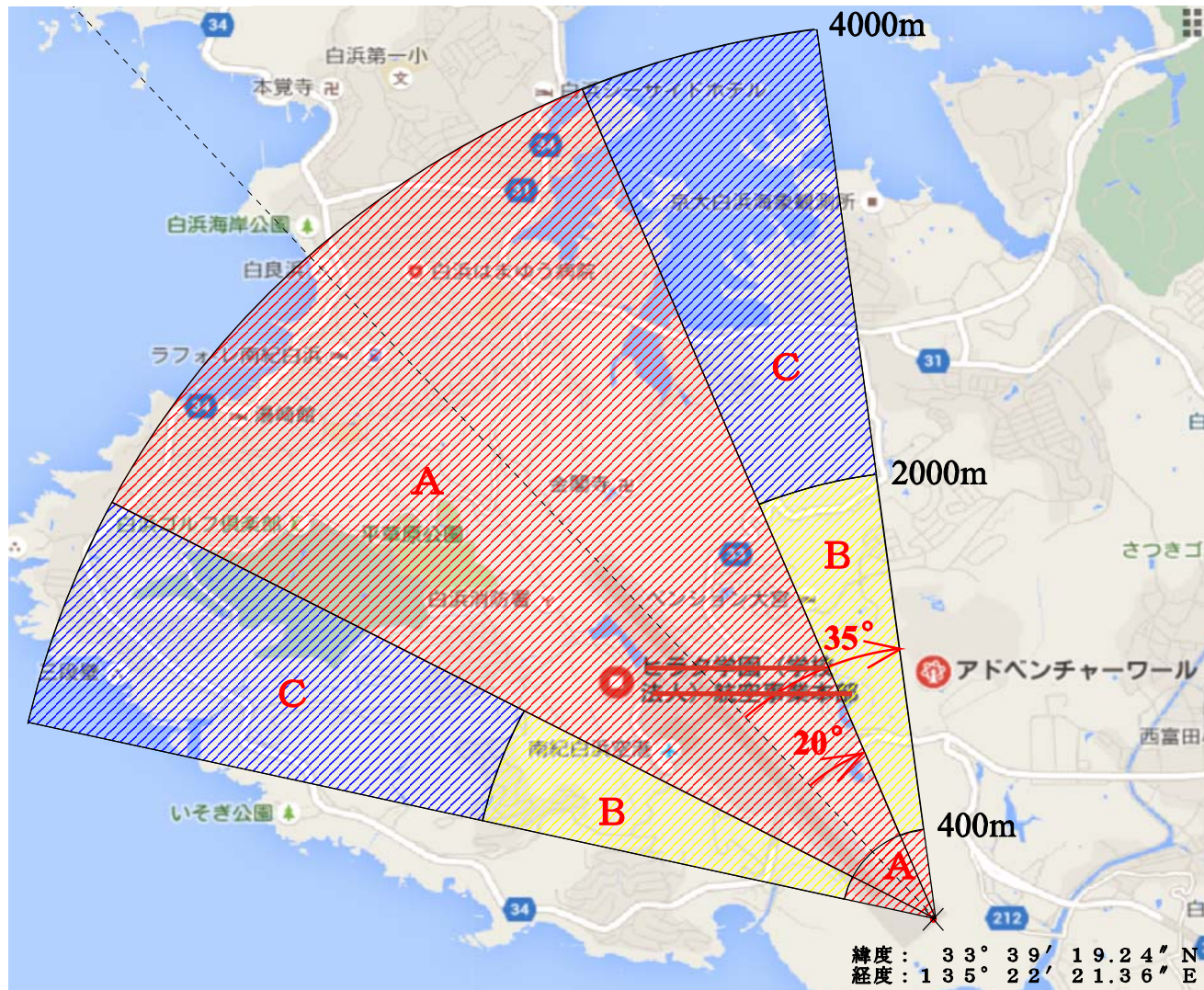
南紀 I L S 電波障害物件対象範囲図

図の範囲内に建設を計画されている方は、

国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所
システム運用管理センター 航空管制技術官

TEL : 06-6843-1297

までお知らせください。



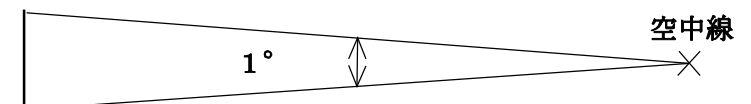
※空中線の海拔 81.8m を地盤高として、
A 地区：地盤高より高い全ての建造物
B 地区：地盤高より 10m 以上高い建造物
C 地区：地盤高より 20m 以上高い建造物

ただし、以下の独立住宅等は対象外とする。

- ① 一戸建て住宅
- ② 2階建て以下の共同住宅
- ③ 2階建て以下の事務所（店舗）兼住宅
- ④ 7m 以下の付属建築物
（駐車場、倉庫、資材置場等）
- ⑤ 狭小構造物

対象範囲 A・B・C 地区の水平面内
において、空中線から見て 1° 以内
の幅を有する建造物。（下図）

注意 空港周辺に建設を計画されている方は、別途航空法上の高さ制限について確認が必要です。
この図は、およその範囲を示しています。境界付近の場合も、ご連絡願います。



南紀VOR/DME 電波障害物件対象範囲図



図の範囲内に建設を計画されている方は、

国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所

システム運用管理センター 航空管制技術官

TEL: 06-6843-1297

までお知らせください。

※空中線直下の海拔109mを地盤高として、

A地区: 全ての建造物

B地区: 金属製は仰角1.2°以上の高さ、
木造は仰角2.5°以上の高さのもの

ただし、以下の独立住宅等は対象外です。

- ① 一戸建て住宅
- ② 2階建て以下の共同住宅
- ③ 2階建て以下の事務所(店舗)兼住宅
- ④ 7m以下の附属建築物
(駐車場、倉庫、資材置場等)
- ⑤ 狭小構造物

対象範囲A・B地区の水平面内
において、空中線から見て1°以内
の幅を有する建造物。(下図)

注意 空港周辺に建設予定のある方は、別途航空法上の高さ制限について確認が必要です。
この図は、およその範囲を示しています。境界付近の場合も、ご連絡願います。

